

第1章 人権

第1問 法の下の平等

法の下の平等の意味について簡単に説明した上、平等原則違反の違憲審査基準について論ぜよ。

(平成16年・平成25年 東京都) (昭和61年・平成21年 裁判所)

解答例

1 法の下の平等の意味

法の下の平等とは、すべて国民が人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないことをいう。

まず、「法の下」の平等とは、法を執行し、法を適用する行政権・司法権は、国民を差別してはならない（法適用の平等）だけではなくて、法を作る国会も国民を差別してはならない（法内容の平等）ことを意味している。

更に、法の下「平等」とは、絶対的・機械的平等ではなく、各人の性別、能力、年齢、財産、職業、または人と人との特殊な関係などの種々の事実に・実質的差異を前提として、法の与える特権の面でも法の課する義務の面でも、同一の条件の事情の下では均等に取り扱うという相対的・比例的平等を意味する。

2 平等原則違反の違憲審査基準

このように、憲法の法の下「平等」が、相対的・比例的平等を意味するのだとすると、合理的な区別は許されるが、不合理な差別は許されないこととなる。

そして、何が不合理な差別であるかどうかは、対象となる権利の性質に応じて、立法目的と立法目的達成手段の二側面から合理性の有無を判断すべきである。

すなわち、原則として立法目的が必要不可欠なものであるかどうか、立法目的達成手段が必要最小限度のものかどうかを検討することが必要である。しかし、国会の広い裁量が認められる、例えば経済的自由の問題では、立法目的が正当なものであり、目的と手段との間に合理的関連性が存することをもって足りると考える。

尊属殺重罰規定違憲判決では、立法目的である尊属に対する尊重報恩には合理的な根拠があるとしつつも、法定刑が死刑または無期懲役に限っている点において立法目的達成手段が合理性を欠くものとして平等原則違反としている。

他方、サラリーマン税金訴訟では、租税法の定立については、立法府の広い裁量を認め、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、違憲とはならないとしている。